

特定非営利活動法人 ばわふる 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ばわふる と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県高崎市中里見町 195 番地 1 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害を持つ人たち、高齢者、児童、その他地域住民に対して、医療福祉や文化、スポーツ等に関する活動や農産物の栽培や自然保護活動、災害救助支援などを通じて、地域社会の貢献に寄与することを目的とする。又、これらの活動に地元企業・団体・個人等が参加することにより安全で活力あるまちづくりの構築に寄与するとともに経済活動の活性化に寄与する事を目的とする。又、環境保護と子供の健全育成に寄与する事を併せて目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 地域生活支援事業
 - ③ 高齢者及び障害者等を対象とする介護福祉事業
 - ④ 福祉有償運送事業
 - ⑤ 地域振興のためのスポーツイベント運営事業
 - ⑥ 自然体験や農林業等を通じた地域振興活動及び収穫物の販売事業
 - ⑦ 自然災害等による被災地域の復興支援事業
 - ⑧ 周辺地域の空き缶及びゴミ拾い事業
 - ⑨ 要保護児童、孤児の児童養護施設の運営事業
 - ⑩ 飲食・販売等を通じた地域社会の経済活性化事業
 - ⑪ 観賞魚及び爬虫類等を含む小動物の繁殖・飼育・譲渡に関する事業
 - ⑫ スポーツ施設、フィットネスクラブの経営及び指導
 - ⑬ あん摩・マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、その他の療術業
 - ⑭ 不登校児童生徒及びその保護者に対する相談・支援事業、フリースクールの運営事業
 - ⑮ 子どもや地域住民の居場所づくり事業、子ども食堂の運営事業
 - ⑯ 上記各号に付帯関連する一切の業務、及び当法人の健全な運営に必要とされる一切の業務
- (2) その他の事業
- ① 不動産賃貸業
- 2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 10人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときには、その日から起算して 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、当分の間、徴収しないこととする。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 3 年 10 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 3 年 8 月 31 日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	富澤 文子	理事長
”	基 水江	副理事長
”	下山 明美	
”	中曾根かず子	
”	中曾根 薫	
監事	平井 俊介	

- 附 則**
令和 4 年 2 月 21 日 一部変更 (第 5 条関係)
- 附 則**
令和 5 年 8 月 18 日 一部変更 (第 5 条関係)
- 附 則**
令和 7 年 4 月 1 日 一部変更 (第 2 条関係)
- 附 則**
令和 7 年 6 月 3 日 一部変更 (第 5 条関係)
一部変更 (第 41 条関係)
一部変更 (第 44 条関係)
- 附 則**
令和 8 年 月 日 一部変更 (第 5 条関係)

令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ばわふる

1 事業実施の方針

NPO 法人設立6年目につきましては、第5期に立ち上げた、生活介護サービス事業の利用者を定員まで増やせるよう、利用者の獲得に努めます。農作物の栽培事業も、生活介護サービスの一貫として無理のない範囲で作付面積を増やしていきます。被災地域の復興支援事業、施設周辺地域の空缶及びゴミ拾い事業も前年以上に力を入れて活動する所存です。

また、不登校の児童生徒や地域住民が安心して過ごせる環境や居場所の提供に寄与すべく、フリースクール事業および子ども食堂事業に参入致します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障害者に対する生活介護サービスの提供	2025年9月1日 ～2026年8月 31日	生活介護事業 所ばわふる	20人	サービス利用者 延べ20名
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障害者に対する生活介護サービスの提供	2025年9月1日 ～2026年8月 31日	生活介護事業 所ばわふる 安中	20人	サービス利用者 延べ20名
自然体験や農林業等を通じた地域振興活動及び収穫物の販売事業	休耕田や空き地を利用した稲作、野菜、果物等の栽培及び販売活動	2025年9月1日 ～2026年8月 31日	市内の休耕田、 空き地	15人	一般市民 生活介護サービス利用者
自然災害等による被災地域の復興支援事業	地震、台風、豪雨等のあった被災地へ復興支援活動	随時	被災地	7人	被災地域住民
周辺地域の空缶及びゴミ拾い事業	高崎市内外の空缶及びゴミ拾い活動	2025年9月1日 ～2026年8月 31日	高崎市内	7人	一般市民

不登校児童生徒及びその保護者に対する相談・支援事業、フリースクール等の運営事業	不登校の児童生徒に対する安心して過ごせる環境の確保、個々のペースに合わせた学習支援や体験学習、レクリエーションの提供 子ども・保護者に対するカウンセリングや面談を実施	2026年6月1日 ～2026年8月31日	いっ歩	1人	利用者延べ5人
子どもや地域住民の居場所づくり事業、子ども食堂の運営事業	定期的な食事会の開催、子供たちや地域住民の方たちが安心して過ごせる第三の居場所としての空間づくりおよび世代間交流の場の提供	2026年6月1日 ～2026年8月31日	いっ歩	1人	利用者延べ10人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
不動産賃貸業	障害者グループホームを経営するグループ会社に施設を賃貸します	2025年9月1日～2026年8月31日	高崎市中里見町196-1	3人	入居者30人

(様式例8)

令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ばわふる

1 事業実施の方針

NPO 法人設立7年目につきましては、第5期に立ち上げた、生活介護サービス事業の利用者を定員まで増やせるよう、利用者の獲得に努めます。農作物の栽培事業も、生活介護サービスの一貫として無理のない範囲で作付面積を増やしていきます。被災地域の復興支援事業、施設周辺地域の空缶及びゴミ拾い事業も前年以上に力を入れて活動する所存です。

また、前年同様不登校の児童生徒や地域住民が安心して過ごせる環境や居場所の提供に寄与すべく、フリースクール事業および子ども食堂事業を継続致します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障害者に対する生活介護サービスの提供	2026年9月1日 ～2027年8月 31日	生活介護事業 所ばわふる	20人	サービス利用者 延べ20名
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障害者に対する生活介護サービスの提供	2026年9月1日 ～2027年8月 31日	生活介護事業 所ばわふる 安中	20人	サービス利用者 延べ20名
自然体験や農林業等を通じた地域振興活動及び収穫物の販売事業	休耕田や空き地を利用した稲作、野菜、果物等の栽培及び販売活動	2026年9月1日 ～2027年8月 31日	市内の休耕田、 空き地	15人	一般市民 生活介護サービス利用者
自然災害等による被災地域の復興支援事業	地震、台風、豪雨等のあった被災地へ復興支援活動	随時	被災地	7人	被災地域住民
周辺地域の空缶及びゴミ拾い事業	高崎市内外の空缶及びゴミ拾い活動	2026年9月1日 ～2027年8月 31日	高崎市内	7人	一般市民

不登校児童生徒及びその保護者に対する相談・支援事業、フリースクール等の運営事業	不登校の児童生徒に対する安心して過ごせる環境の確保、個々のペースに合わせた学習支援や体験学習、レクリエーションの提供 子ども・保護者に対するカウンセリングや面談を実施	2026年9月1日 ～2027年8月31日	いっ歩	1人	利用者延べ5人
子どもや地域住民の居場所づくり事業、子ども食堂の運営事業	定期的な食事会の開催、子供たちや地域住民の方たちが安心して過ごせる第三の居場所としての空間づくりおよび世代間交流の場の提供	2026年9月1日 ～2027年8月31日	いっ歩	1人	利用者延べ10人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
不動産賃貸業	障害者グループホームを運営するグループ会社に施設を賃貸します	2026年9月1日～2027年8月31日	高崎市中里見町196-1	3人	入居者30人

活動予算書

2025年 9月 1日 から 2026年 8月 31日 まで

特定非営利活動法人 ばわふる

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取補助金			
4 事業収益			
介護福祉事業収益	85,000,000		85,000,000
フリースクール事業	600,000		600,000
子供食堂事業	14,400		14,400
農業事業	3,000,000		3,000,000
不動産賃貸事業	0	11,880,000	11,880,000
5 その他収益			
受取利息	3,000		3,000
配当金	500		500
雑収益	1,600,000		1,600,000
経常収益計	90,217,900	11,880,000	102,097,900
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	43,200,000		43,200,000
法定福利費	3,900,000		3,900,000
福利厚生費	250,000		250,000
人件費計	47,350,000		47,350,000
(2) その他経費			
食材費	2,030,000		2,030,000
宣伝広告費	300,000		300,000
接待交際費	555,000		555,000
旅費交通費	820,000		820,000
通信費	670,000		670,000
水道光熱費	2,950,000		2,950,000
修繕費	1,600,000		1,600,000
備品消耗品	2,000,000		2,000,000
車輛費	600,000		600,000
研修費	1,000,000		1,000,000
賃借料	770,000		770,000
地代家賃	2,318,000		2,318,000
保険料	1,800,000		1,800,000
租税公課	730,000		730,000
支払手数料	2,400,000		2,400,000
減価償却費	6,600,000	4,000,000	10,600,000
諸会費	200,000		200,000
事務用品費	450,000		450,000
管理諸費	900,000		900,000
支払利息	1,500,000		1,500,000
雑費	500,000		500,000
その他経費計	30,693,000	4,000,000	34,693,000
事業費計	78,043,000	4,000,000	82,043,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	4,560,000		4,560,000
法定福利費	333,000		333,000
人件費計	4,893,000		4,893,000

(2) その他経費			
通信費	75,000		75,000
水道光熱費	320,000		320,000
備品消耗品	350,000		350,000
車輛費	550,000		550,000
賃借料	90,000		90,000
地代家賃	258,000		258,000
保険料	190,000		190,000
租税公課	85,000		85,000
支払手数料	270,000		270,000
減価償却費	730,000		730,000
諸会費	20,000		20,000
事務用品費	45,000		45,000
雑費	50,000		50,000
支払利息	160,000		160,000
その他経費計	3,193,000		3,193,000
管理費計	8,086,000		8,086,000
経常費用計	86,129,000	4,000,000	90,129,000
当期経常増減額	4,088,900	7,880,000	11,968,900
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	7,880,000	-7,880,000	0
当期正味財産増減額	4,088,900		4,088,900
前期繰越正味財産額	4,714,543		4,714,543
次期繰越正味財産額	16,683,443	0	16,683,443

活動予算書

2026年 9月 1日 から 2027年 8月 31日 まで

特定非営利活動法人 ばわふる

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取補助金			
4 事業収益			
介護福祉事業収益	85,000,000		85,000,000
フリースクール事業	2,400,000		2,400,000
子供食堂事業	57,600		57,600
農業事業	3,000,000		3,000,000
不動産賃貸事業	0	11,880,000	11,880,000
5 その他収益			
受取利息	3,000		3,000
配当金	500		500
雑収益	1,600,000		1,600,000
経常収益計	92,061,100	11,880,000	103,941,100
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	44,500,000		44,500,000
法定福利費	3,900,000		3,900,000
福利厚生費	300,000		300,000
人件費計	48,700,000		48,700,000
(2) その他経費			
食材費	2,620,000		2,620,000
宣伝広告費	300,000		300,000
接待交際費	600,000		600,000
旅費交通費	900,000		900,000
通信費	700,000		700,000
水道光熱費	3,300,000		3,300,000
修繕費	1,600,000		1,600,000
備品消耗品	200,000		200,000
車輛費	700,000		700,000
研修費	1,000,000		1,000,000
賃借料	800,000		800,000
地代家賃	3,038,400		3,038,400
保険料	2,000,000		2,000,000
租税公課	800,000		800,000
支払手数料	2,400,000		2,400,000
減価償却費	6,600,000	4,000,000	10,600,000
諸会費	200,000		200,000
事務用品費	450,000		450,000
管理諸費	900,000		900,000
支払利息	1,500,000		1,500,000
雑費	500,000		500,000
その他経費計	31,108,400	4,000,000	35,108,400
事業費計	79,808,400	4,000,000	83,808,400
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	4,560,000		4,560,000
法定福利費	450,000		450,000
人件費計	5,010,000		5,010,000

(2) その他経費			
通信費	80,000		80,000
水道光熱費	350,000		350,000
備品消耗品	380,000		380,000
車輛費	550,000		550,000
貸借料	90,000		90,000
地代家賃	258,000		258,000
保険料	190,000		190,000
租税公課	100,000		100,000
支払手数料	270,000		270,000
減価償却費	730,000		730,000
諸会費	20,000		20,000
事務用品費	50,000		50,000
雑費	100,000		100,000
支払利息	160,000		160,000
その他経費計	3,328,000		3,328,000
管理費計	8,338,000		8,338,000
経常費用計	88,146,400	4,000,000	92,146,400
当期経常増減額	3,914,700	7,880,000	11,794,700
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	7,880,000	-7,880,000	0
当期正味財産増減額	3,914,700		3,914,700
前期繰越正味財産額	16,683,443		16,683,443
次期繰越正味財産額	28,478,143	0	28,478,143